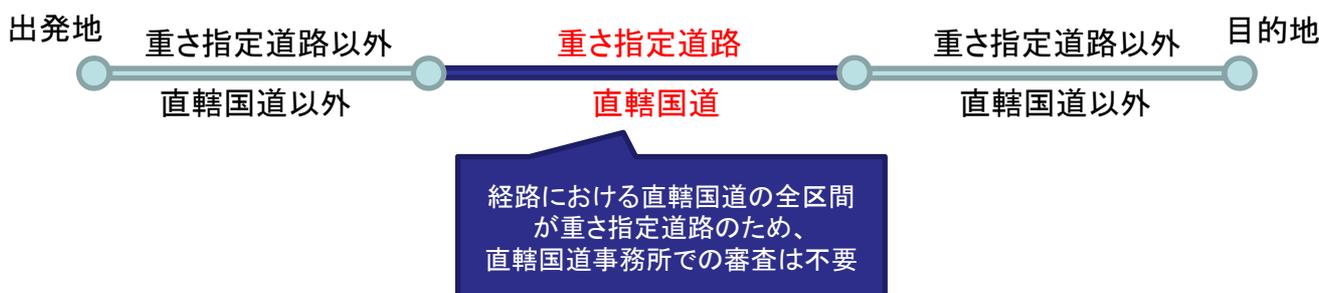


直轄国道事務所における新規格車の受付範囲を拡大します

現在、新規格車の通行許可申請において、複数経路に係る申請については直轄国道事務所において審査が不要な経路を一部でも含む申請を受け付けていませんが、直轄国道事務所における受付範囲を一部拡大し、複数経路に係る申請について、直轄国道事務所にて審査が必要な経路を一部でも含む申請を受付可能とします（オンライン申請、窓口申請のどちらも受付可）。

【直轄国道事務所において審査が不要な経路とは】

直轄国道の全区間が重さ指定道路である経路



【受付拡大の範囲】

複数経路に係る申請について、「直轄国道事務所にて審査が必要な経路」を一部でも含む申請を全国の直轄国道事務所にて申請を受け付けます。

<1経路のみ申請の場合>

No.	申請経路		申請の受付	
	経路全体	うち直轄国道	直轄国道事務所以外での受付	直轄国道事務所での受付
1	「全区間重さ指定道路」	「全区間重さ指定道路」	不可	不可
2	一部区間が重さ指定道路		一部区間が重さ指定道路	可※
3		「全区間重さ指定道路以外」	可※	可
4		「全区間重さ指定道路以外」	可※	可
5	「全区間重さ指定道路以外」	「全区間重さ指定道路以外」	可※	可

※重さ指定道路以外の道路を管理する道路管理者の申請窓口に限る

<複数経路申請の場合>

No.	申請経路		申請の受付	
	経路全体	うち直轄国道	直轄国道事務所以外での受付	直轄国道事務所での受付
1	全経路が「全区間重さ指定道路」	全経路が「全区間重さ指定道路」	不可	不可
2	一部経路が「全区間重さ指定道路」	全経路が「全区間重さ指定道路」	不可	不可
3		一部経路が「全区間重さ指定道路」	不可	不可
4		「全区間重さ指定道路」の経路を含まない	不可	不可
5	全経路が「全区間重さ指定道路」の経路を含まない	全経路が「全区間重さ指定道路」	可※	不可
6		一部経路が「全区間重さ指定道路」	可※	不可⇒可(今回改修)
7		「全区間重さ指定道路」の経路を含まない	可※	可

※重さ指定道路以外の道路を管理する道路管理者の申請窓口に限る

システム改修について及びお問い合わせ先

システム改修のためのシステム停止について(平成28年9月28日)

受付範囲の拡大に伴い、システム改修を行うため、以下の日程でシステム停止を行います。

＜ご利用できない期間＞

- ・平成28年9月28日(水) 18時00分～21時00分

＜ご利用できなくなる機能＞

- ・申請データの作成
- ・申請データの送信
- ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
- ・許可証のダウンロード

ご利用の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどお願い致します。

受付範囲の拡大に関するお問い合わせは・・・

国の申請事務取扱窓口 及び 当該本局の担当課までお問い合わせください。

オンライン申請についてのお問い合わせは・・・

特車運用事務局（関東地方整備局道路部交通対策課内）

電話:048-601-3223

ホームページ:<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>